

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 10

～被告準備書面(1)に対する求釈明(その1)～

平成29年9月20日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕

規

第1. 「第2「Green Management in Action」の担当者について【原告準備書面2】」について

1. 「1 授業担当について」(2頁)

(1) 被告は「大学がどのような科目を設置し、誰に担当させ、どのような内容の授業にするのかは、各大学に委ねられた事柄である」とする(2頁)。問題は、科目の設置・担当・授業の内容の実質的な判断権限がどこにあるかということである。原告は、実質的な判断権限は教授会にあると主張している(学校教育法93条1項)。被告は漠然と「各大学に委ねられた」とするが大学内における実質的な決定権限が教授会にあることは認めるのか、否認するのか明らかにされたい。

(2) 被告は「2012年度の「Green Management in Action」については、被告が雇用する教員が授業を担当し、外部の複数のゲストスピーカーを招く形で授業を実施した」とある(2頁以下)。この教員の氏名及び資格(教授・准教授・講師・助教)について明らかにされたい。また、この教員について「同志社大学教員任用規程」(甲2)、「同志社大学大学院教員任用内規」(甲3)、「ビジネス研究科研究科人事手続要領」(甲4)、「ビジネス研究科人事手続要領実施細則」(甲5)に基づく任用がなされたのか、特に、教員の採用を必要とする「担当予定科目」と「専門(専攻)」が明示された上で、教授会の承認のもとで教員の募集が行われたのか(ビジネス研究科人事手続要領3条1項ないし3項)、人事審査委員会が審査が行われたのか、対象者の担当科目との適合性が審査され審査報告書が教授会に提出されたのか、審査報告書には総合所見として採用候

補者の採用予定科目担当能力等について報告がなされたのか（ビジネス研究科人事手続要領実施細則4条1項、教授会ではこれを踏まえて採用の可否が判断されたのかについて明らかにされたい。

また、あわせて、外部から招かれたという複数のゲストスピーカーについて、このゲストスピーカーは学校教育法92条にある、教授・准教授・講師・助教の資格を有しているか否か、ゲストスピーカーの採用は教授会において承認されたのか否か、学生の成績評価を担当したのか否かについて認否されたい。

2. 「2 求釈明について」（3頁）

(1) 原告は原告準備書面2において「平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目の科目担当者となった嘱託講師は学校教育法92条10項の講師に該当するか」について問うている。被告は嘱託講師として採用されたとのみ回答するが、嘱託講師は学校教育法92条10項の講師に該当するということは認めるか。

(2) 原告は原告準備書面2において「平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目の科目担当者となった嘱託講師の任用に際してはビジネス研究科人事手続要領及び同実施細則に基づきビジネス研究科教授会の承認を得ているか」と問うているが、被告は、2009年度第12回教授会で嘱託講師として採用することが承認されたとしか回答しない。ビジネス研究家の承認が、ビジネス研究科人事手続要領及び同実施細則に基づき行われたか否かについて明らかにされたい。

(3) 原告は原告準備書面2において「平成21年度及び平成22年度のグリーンマネジメント科目を担当した各嘱託講師を任用する際に、被告が採用見込となる各嘱託講師に対してビジネス研究科教授会への提出を義務付けている申請書類一式を提出されたい」と求めているが、被告は個人情報・個别人事に関する資料であるから提出しないとする。個人情報等に該当する部分は黒塗りでよいから提出されたい。また、嘱託講師に対して提出を求めている申請書類のフォーマットを提出されたい。

(6) 2012年度において外部から招いた複数のゲストスピーカーについて提出を求めた申請書類を（個人情報等は黒塗りでよいから）提出されたい。また、ゲストスピーカーに提出を求めている申請書類のフォーマットを提出されたい。

第2. 「第3. 「Business Economics」の担当者変更について【原告準備書面3】」について

1. 「1. 科目担当者を決める手続について」（3頁以下）

(1) 被告は、原告が、科目担当者の決定までに5つのプロセスを経ることとなっているとの主張を否認する(3頁)。では、被告における科目担当者の決定プロセスはどのようになされているのかご教示願いたい。

2. 「2. 原告の職務について」(4頁)

(1) 被告は、原告は「被告の指揮命令に基づいて授業担当等の役務を提供する債務があった」と主張する(4頁)。この場合の被告とは、被告法人内のどの機関・部署を指すのか明らかにされたい。また、原告に対して、どの機関が、いつ、どのような指揮命令をしたのかについて明らかにされたい。

(2) 被告は「誰にどのような職務を担当させるかは使用者たる被告が決める」と主張する(4頁)。被告法人内のどの機関・どの部署が実質的に決定をするのか明らかにされたい。

(3) 被告は「どのようなカリキュラムが学生にとって有益かを決めるのは、原告ではない」と主張する(4頁)。カリキュラムを実質的に決めるのは被告法人内のどの機関・どの部署か明らかにされたい。

3. 「3. 求釈明について」(5頁)

(1) 被告は、国際プログラム委員会では議事録を作成していないと釈明するが(5頁)、議事録がないとしても「いつ開催された国際プログラム委員会において「**Business Economics**」の担当を外すことを決定したのか明らかにされたい」との釈明については回答がないので特定されたい。

(2) 原告は訴状において「**Project and Solution Research**」の指導担当外しの違法も主張している。国際プログラム委員会の議事録がないとしても、この指導担当外しがいかなるプロセスで行われたのか、国際プログラム委員会が指導担当をいつ開催の委員会で誰が出席した上で決定したのかについて明らかにされたい。また、その決定結果は教授会に報告されたか、指導担当を教授会ではいつ承認されたのかについて明らかにすることを求める。

(3) 原告は準備書面3において「被告は答弁書において「被告は、1年次の配当科目である以上、基礎的・一般的な内容の授業を行うことを原告に求めたが、原告が頑として聞き入れなかったため、やむを得ず、2013年度からは、別の教員を担当することとした」とある(11頁)。「原告に求めたが、原告が頑として聞き入れなかった」のは何時・如何なる場で、誰が原告に対してどのように求めたのか具体的な事実経過を明確にされたい」と釈明を求めている。この重要な事実が日時・場所を特定し、立証がなされない限り、そもそも国際プログラム委員会が基礎的・一般的な内容の授業を行うことを原告に求めた、それに対して原告が頑として聞き入れなかったなどという事実はおよそ認めようがない。議事録がないとし

ても日時・場所・誰がどのように求めたのか具体的事実経過を明確にすることを再度求める。

(4) 2012年度の国際プログラム委員会の開催日時及び出席者、議題及び会議の概要について明らかにされたい。

(5) 被告は、近藤教授が送信したメール(乙17)は「Business Economics」について、2013年度春学期から嘱託講師(非常勤講師)が担当する旨を伝える内容であると釈明するが、すでに教授会の承認その他学内手続を経て決定されていたシラバスを年度の途中で変更する意思決定について、近藤ないし国際プログラム委員会が、いかなる根拠・権限で行ったのか、シラバスの年度途上での変更について学内手続を経ているのか具体的に明らかにすることを求める。

第3. 「第4. 近藤教授の発言について【原告準備書面4】」について

1. 「1 「Business Economics」で教授すべき内容について」(5頁以下)

(1) 被告は、システムダイナミクスを用いた授業の展開が「Business Economics」で教授すべき内容かどうか決めるのは、ビジネス研究科を設置する被告である…」と主張する(5頁)が、被告法人内のどの機関・どの部署が決めるのか明らかにされたい。

(2) 原告は原告準備書面4において

① 近藤まり教授あるいは他の国際プログラム委員会の教員は、原告の講義を参観するなどしたことはないこと

② 原告の講義の内容を自ら確認したことはないこと

③ システムダイナミクスについての基本的な理解も有していないこと

④ 原告の講義内容を把握していないこと

⑤ 原告の講義内容を理解していないこと

を主張している。①ないし⑤の各事実についてそれぞれ認否されたい。

(3) 原告は原告準備書面4において甲9号証に基づき

① 2012年秋学期にビジネス研究科に入学したメキシコからの国費留学生であるヘルベルト・ルイズ・タフォヤ氏が、2013年春学期からはシラバス通りに、Business Economicsを受講する予定であったこと

② シラバスで予定されていた講義を受講できなかったこと

③ 原告を指導教員とすることができなかったこと

を主張している。①ないし③の各事実についてそれぞれ認否されたい。

2. 「2 求釈明について」(6頁)

(1) 被告は、教授会の録音は、適宜消去しているとするが、平成25年1月9日開催「2012年度第13回ビジネス研究科教授会記録」(乙1

2) の録音は、誰がいつ消去したのか裏付けとともに明らかにされたい。

(2) 被告は、近藤教授の発言が国際プログラム委員会の意見であると釈明する(6頁)。しかしながら、原告が原告準備書面4において釈明を求める「上記近藤まりの発言は国際プログラム委員会としての意見であるとされている。国際プログラム委員会としての意見として決定された過程を証拠資料とともに具体的に明らかにされたい」については回答しない。改めて、何月何日に誰々が出席して開催された国際プログラム委員会において意見として決定されるに至ったのか、その過程を具体的に明らかにすることを求める。

以 上